

国税庁報告資料

平成29年 9 月12日

国税庁課税部酒税課

国税庁における酒類の表示の適正化に関する取組

- 国税当局においては、酒類製造業者に対して、酒税の保全の観点からの酒類の容器等への表示事項（アルコール分、税率の適用区分など）及び酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するための表示事項（清酒の製法品質や未成年者の飲酒は禁止されている旨など）の確認調査（表示事項確認調査）を実施している。
- また、消費者が安心して酒類を購入できるように、市場に流通している酒類を小売販売場から買い上げ、表示事項の確認や成分等の理化学分析等を調査（市販酒買上げ調査）しており、酒類の表示に疑義が認められた場合には、酒類製造者に対する表示事項確認調査を実施するなどにより表示の適正化に取り組んでいる。

（参考）

【酒類製造業者に対する表示事項確認調査実施件数】

（単位：件）

事務年度 (7月1日～6月30日)	26年度	27年度	28年度
調査実施件数	831	975	757

【市販酒類買上げ調査件数】

（単位：件）

会計年度	平成26年度	27年度	28年度（速報値）
調査件数	2,966	2,815	2,674